

<非居住者の条件>

- ・国内に住所を持たないこと
- ・日本に1年以上住まないこと
- ・日本に扶養家族が住んでいないこと

今は日本に帰って来ても住所はないし

1年未満の滞在だから非居住者扱いだよ



<非居住者になるメリット>

所得税	日本国内源泉所得	日本国外源泉所得
日本の居住者	課税	課税
日本の非居住者	課税	非課税

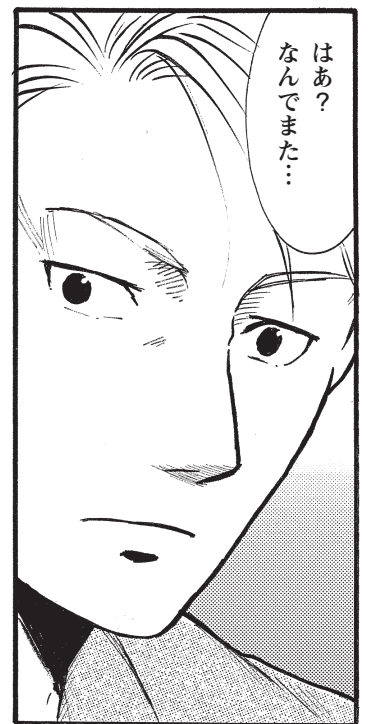
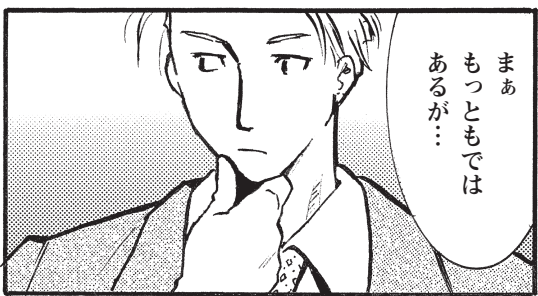
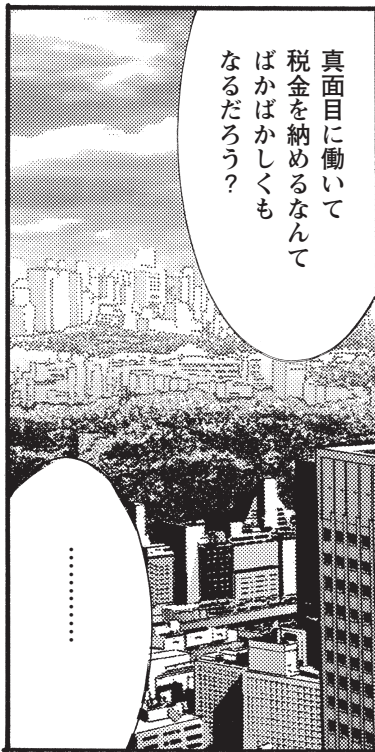
相続・贈与税	日本国内源泉所得	日本国外源泉所得
日本の居住者	課税	課税
日本の非居住者	課税	非課税※

※あげる人・もらう人が共に5年を超えて日本の非居住者である場合。

つまりハルアキは
日本で所得税を払う
必要がないわけだよな

いいよなあ
俺はたんまり
払ってるのにさ







※公務員や船舶、航空機の乗務員は特例として「国内に住所を有する者」とされる。



<日本国の非居住者に対する課税>

所得の種類	課税方法	源泉徴収率
事業の所得	非課税	—
資産の所得	総合課税	—
その他国内源泉所得	総合課税	—
土地等の譲渡対価	源泉徴収+総合課税	10%
人的役務の提供事業の対価	源泉徴収+総合課税	20%
不動産の賃貸料等	源泉徴収+総合課税	20%
利子等	源泉分離課税	15%
配当等	源泉分離課税	7-20%
給与その他の人的役務の提供に対する報酬公的年金等、退職手当等	源泉分離課税	20%
匿名組合契約等に基づく利益の分配	源泉分離課税	20%

実際の課税率はこれくらい違ってくる

だいぶ違うなあ

<PTの基本的なスキーム>

Aさんは、X国に150日、X国に10カ月、Z国に100日滞在した。これは、それぞれの国で税務上「居住者」とみなされる日数よりも少ないので、どこの国でも「居住者」の扱いを受けないことになる。居住者でなければ課税対象にはならない。

- 各国の税務上、居住者になる日数
X国:183日以上 Y国:1年以上 Z国:183日以上
- Aさんの滞在日数
X国:150日滞在 Y国:10カ月滞在 Z国:100日滞在

終身旅行者は定期的に国を移り続けることでどこの国の居住者にもならないようにする

それはつまりどこの国でも納税の義務が生じないということだ

※日本国内に支店や事務所、建設作業所などの恒久的施設を有さない場合。

